○町田市後援事務取扱要綱

第１　趣旨

この要綱は、町田市（以下「市」という。）以外の団体が主催する事業について、市が後援（市の名称をもって、当該事業に賛同することをいう。以下同じ。）をする場合の基準及び手続等について、必要な事項を定めるものとする。

第２　後援の基準

１　市が後援をすることができる事業は、次に掲げるとおりとする。

（１）　事業を行う団体は、次のいずれかに該当するものであること。

ア　官公庁

イ　公益法人その他の公共的団体

ウ　次に掲げる要件を満たす法人その他の団体のうち、市長が特に必要と認める団体

（ア）　代表者その他の役員の氏名及び連絡先が明らかであること。

（イ）　定款、寄附行為、会則その他の規約を定めていること。

（ウ）　継続的な活動実績及び事業を遂行する十分な能力を有すると認められること。

（２）　事業は、次のいずれにも該当すること。

ア　市の施策の推進に寄与すると認められるものであること。

イ　公序良俗に反するものでなく、その他社会的非難を受けるおそれがないこと。

ウ　宗教的又は政治的色彩を有していないこと。

エ　私的な利益を目的とせず、無料で実施されるものであること。（公共団体等公共の福祉の増進を目的とする団体に対して、その事業の収益の全額を寄附するために有料で行われるチャリティーショー等の事業及び実費相当額を入場者又は参加者から徴収する事業は除く。）

オ　事業が広く一般に開放されるものであること。

カ　開催場所において、公衆衛生及び災害防止に関して十分な設備を有し、かつ、必要な措置が講じられていること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体には、後援をしないものとする。

（１）　第７第１項第１号の規定により取消しを受けたことのある団体

（２）　第７第４項の規定に違反したことのある団体

（３）　第８に規定する実施報告を行わなかったことのある団体

（４）　前３号に掲げるもののほか、後援を行うことが適当でないと市長が認める団体

第３　後援の申請

市の後援を受けようとする団体は、原則として当該事業の開始の日の１年前から３０日前までの間に後援申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第４　後援の決定等

１　第３の申請があったときは、市長は速やかに後援の可否を決定し、後援決定通知書又は後援申請の結果についての通知書により、当該申請者に通知する。

２　市は、補助金等の交付に関する要綱その他別に経費の負担に関する定めがあるものを除くほか、後援を決定した事業（以下「後援事業」という。）に要する経費を負担しないものとする。

３　後援事業において生じた損害については、市は、その責めを負わないものとする。

第５　後援期間

後援の期間は、第４第１項の規定により決定を受けた日から当該決定を受けた後援事業の終了の日までとする。

第６　変更の承認

第４第１項の規定により後援の決定を受けた団体（以下「後援団体」という。）

は、後援事業の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、後援申請事項変更申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

第７　後援の取消し

１　市長は、後援団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、後援を取り消すことができる。

（１）　虚偽の申請により後援の決定を受けたとき。

（２）　後援事業の計画変更等により、第２第１項の基準に該当しなくなったとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

２　市長は、前項の規定により後援を取り消したときは、後援決定の取消しについての通知書により、当該後援団体に通知する。

３　後援の取消しによって生じた損害については、市はその責めを負わない。

４　後援の取消しを受けた団体は、既に後援事業である旨の広報等を行っている場合においては、事業の実施に当たり、当該事業が後援事業でないことを明らかにしなければならない。

第８　実施報告

後援団体は、後援事業を終了したときは、当該後援事業が終了した日から９０日以内に、後援事業実施報告書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第９　様式

後援事務の取扱いに関し必要な様式は、市長が別に定める。

第１０　補則

この要綱に定めるもののほか、後援事務の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、１９９１年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、１９９７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、２００８年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、２００８年１２月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、２０１６年８月１日から適用する。

附　則

この要綱は、２０２２年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、２０２５年４月１日から施行する。